

まちづくり 支援補助金交付制度

市では、市街地の計画的な整備又は地域における良好な環境及び地域の価値の維持向上を推進する自主的なまちづくり団体に対して、主にまちづくりの研究・検討段階の活動を支援するために「さいたま市まちづくり支援補助金交付要綱」に基づき、集会や勉強会の開催、広報紙の発行、基本計画や事業計画の作成などに必要となる費用の一部を助成します。

①

対象となる 団体は?

市街地の計画的な整備又は地域における良好な環境及び地域の価値の維持向上を推進する団体で、規約等を定めて事業を行う自主的な団体が対象となります。
但し、さいたま市が行う他の補助金の交付を受けている団体・事業は、補助の対象となりません。

「市街地の計画的な整備又は地域における良好な環境及び地域の価値の維持向上を推進する団体」とは、主に下記のような団体です。

- 市街地開発事業の認可を目指す団体
- 道路、公園等の都市基盤施設の整備を目指す団体
- 地区計画、建築協定等のまちづくりルールの導入を目指す団体
- まちづくり計画等の策定又は推進に市と協働で取り組む団体
- 地区計画、建築協定その他のまちづくりルールの周知に取り組む団体
- 地域における良好な環境及び地域の価値の維持向上の推進に市と協働で取り組む団体

②

対象となる 事業は?

対象団体が行う事業を「補助事業」とし、「補助事業」に要する下記の費用を補助金交付の対象とします。

但し、飲食代や備品の購入費などは、補助の対象なりません。

- ① 集会、研究会、講演会等の開催
- ② 広報紙、パンフレット等の作成及び頒布
- ③ 研修、講演等の講師の謝礼その他の報償金
- ④ 地区整備の基本構想及び基本計画並びに事業計画の作成等
- ⑤ 先進地事例視察等
- ⑥ その他、市長が特に必要と認める事務又は事業に要する費用



補助金額は どれくらいなの?

予算の範囲内で、上限 50 万円となります。事業内容を審査の上、補助金額を決定します。

また、補助金の交付を受けられる期間は、5 年を限度とします。

(ただし「地区計画、建築協定その他のまちづくりルールの周知に取り組む団体」については 2 年を限度)



申請方法は?

まちづくり支援補助金交付申請書(様式第1号)に下記の書類を添付し、補助事業の開始予定日の 20 日前までに、まちづくり総務課(又は地区のまちづくりを担当する課・事務所)に提出してください。事業内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、通知書にてお知らせします。

- ① 構成員名簿(様式第2号)
- ② 規約若しくは会則又はこれらに代わるもの
- ③ 事業計画書(様式第3号)
- ④ 対象区域図
- ⑤ 補助金交付申請内訳書(様式第4号)
- ⑥ 収支予算書
- ⑦ その他、市長が必要と認める書類



事業が完了 したら?

補助事業完了日から 15 日以内、又は事業年度末日のいずれか早い日までに事業完了実績報告書(様式第9号)に下記の書類を添付し、まちづくり総務課(又は地区のまちづくりを担当する課・事務所)に提出してください。

- ① 補助金精算調書(様式第10号)
- ② 補助金受入調書(様式第11号)
- ③ 事業報告書及び補助事業の成果を示すもの
- ④ 収支決算報告書
- ⑤ その他、市長が必要と認める書類



補助金の支払い 時期は?

事業終了後、事業完了実績報告書にて事業内容を審査の上、金額を確定した後にお支払いします。

事業途中に資金が必要な場合は、交付決定後の仮払い(概算交付)も可能ですが、補助金が余った場合は、事業終了時に精算し、市に返金していただきます。

